不利益処分の処分基準

<table>
<tr><td colspan="2">処分の内容</td><td>支給費の返還</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部課係名</td><td>総合福祉部障がい者福祉課給付係</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>新座市重度心身障がい者医療費支給に関する条例
（支給費の返還）
第１３条　市長は、偽りその他の不正の手段により医療費の支給を受けた者があるとき、又は他の法令等により医療費の支給を受けた者があるときは、その者からこの条例により既に支給を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">処分基準</td><td>関係条項</td><td></td></tr>
<tr><td>基準
（未設定の場合はその理由）</td><td>１　偽りその他、不正の手段での、医療費の支給を受けた者とは、例示すると次のような場合である。
⑴　身体障がい者手帳等の交付を、不正な手段で受け、重度医療の資格を登録して支給を受けた者
⑵　受給資格のない者を受給資格者と偽り、医療機関受診を受け、医療費の支給を受けた者
⑶　医療機関の申請書や領収書を偽造するなどして、請求し支給を受けた者
⑷　健康保険組合等から支給される付加給付等を届け出ないで、不正に支給を受けた者
⑸　その他不正な手段で支給を受けた者

２　他の法令等により医療費の支給を受けた者とは、国民健康保険法又は社会保険各法による保険診療として請求したが、後日、法令等により給付又は補填された者。例示すると、次の法令等による支給を受けた者が該当する。
⑴　労働災害補償保険等
⑵　自動車損害賠償責任保険等</td></tr>
<tr><td>参考事項</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成１１年７月１日設定（平成３１年１月１日最終変更）</td></tr>
</table>